平成２１年（フ）第８４５１号
大阪府大東市大野１丁目５番24号　小林マンション301号
債務者　藤春　良一
1　決定年月日時　平成21年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８４８８号
大阪府茨木市双葉町15番24号
債務者　村山　　明
1　決定年月日時　平成21年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８５５３号
大阪市西成区山王１丁目５番26―108号
債務者　廣岡　君広
1　決定年月日時　平成21年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８５５９号
大阪市住之江区東加賀屋１丁目17番３―406号
債務者　尾尻　　勝
1　決定年月日時　平成21年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８５７１号
大阪市都島区都島中通１丁目13番27―901号
債務者　米田実佐子
1　決定年月日時　平成21年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８５７５号
大阪市港区築港３丁目６番24―1002号
債務者　原　　祐子
1　決定年月日時　平成21年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８５７９号
大阪市淀川区宮原２丁目５番12号　淀川中央マンション311号
債務者　甲斐美知子
1　決定年月日時　平成21年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８５８５号
大阪府門真市寿町18番３号
債務者　木村　　大
1　決定年月日時　平成21年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１３７号
山形県鶴岡市海老島町15番３―16号
債務者　畠山　　恵
1　決定年月日時　平成21年11月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２１年（フ）第１３８号
山形県鶴岡市茅原字西茅原110番地50　レオパレスフェニックス103号室
債務者　宇田　直樹
1　決定年月日時　平成21年11月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２１年（フ）第１４３号
山形県鶴岡市由良３丁目12番９号
債務者　山下　鉄哉
1　決定年月日時　平成21年11月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２１年（フ）第１４４号
山形県鶴岡市大塚町32番４号
債務者　佐藤　百合
1　決定年月日時　平成21年11月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２１年（フ）第１４６号
山形県鶴岡市外内島字石名田174番地７
債務者　本間　裕子
1　決定年月日時　平成21年11月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２１年（フ）第６１２号
茨城県水戸市元吉田町1241番地の15
債務者　亀村　　薫
1　決定年月日時　平成21年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで
水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第４４号
栃木県真岡市荒町４丁目７番地11
債務者　髙橋　裕子
1　決定年月日時　平成21年10月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで
宇都宮地方裁判所真岡支部

平成２１年（フ）第５４８号
新潟県新潟市西区坂井砂山４丁目22番19号　アーバンＦＭＣ516号
債務者　大野　昭司
1　決定年月日時　平成21年11月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第５５１号
新潟県新潟市西区坂井砂山４丁目22番19号　アーバンＦＭＣ516号
債務者　大野　和子
1　決定年月日時　平成21年11月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第５７２号
新潟県新潟市東区太平２丁目24番地３　Ｍ・ミレニアム203、前住所新潟県新潟市東区寺山１丁目13番13号　サンセリテＡ201号
債務者　赤塚　友梨
1　決定年月日時　平成21年11月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで
新潟地方裁判所民事部